



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年2月18日金曜日 第283号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則……………（建築住宅課） ……51

告 示

- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課） ……52
- 地籍調査の成果の認証……………（農政課） ……52
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） ……52
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ 〃 ） ……53
- 道路の供用開始（県道興居島循環線）……………（中予地方局管理課） ……53
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課） ……53
- 道路の供用開始（県道上尾峠久万線）……………（中予地方局久万高原土木事務所） ……53
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（南予地方局農村整備課） ……54
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課） ……54
- 道路の供用開始（一般国道441号）……………（ 〃 ） ……54
- 道路の供用開始（県道伊予宮ノ下停車場務田線）……………（ 〃 ） ……54
- 道路の供用開始（県道藪ヶ市松野線）……………（ 〃 ） ……55
- 道路の区域変更（県道長浜保内線）……………（南予地方局八幡浜土木事務所） ……55
- 道路の区域変更（県道宇和三間線）……………（南予地方局西予土木事務所） ……55
- 道路の供用開始（ 〃 ）……………（ 〃 ） ……55

訓 令

- 愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令……………（建築住宅課） ……56

公 告

- 愛媛県立図書館コンピュータシステム賃貸借及び保守業務委託……………（図書館） ……58
- 交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託……………（警察本部会計課） ……59

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第1号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可申請書の添付書類）

第2条 省令第18条第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表一に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書及び書面とする。

（書類の経由）

第3条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、住宅の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

告示

○愛媛県告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: Name, Location, Operator Name, Operator Address, Representative Name, Medical Category, Designation Date. Rows include 七色心療クリニック, マック垣生調剤薬局, and ミライノ薬局いぶき店.

○愛媛県告示第138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

Table with 6 columns: Name, Operator Address, Representative Name, Station Name, Station Address, Medical Category, Designation Date. Rows include 医療法人安心会, 株式会社康臨丸, and 株式会社すえひろ.

○愛媛県告示第139号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

Table with 4 columns: Implementer, Area, Survey Period, Result Name. Row for 新居浜市 谷、横道の一部.

2 認証年月日

令和4年2月18日

○愛媛県告示第140号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

Table for landslide hazard zones with 3 columns: Name, Designated Area, Cause of Natural Phenomenon. Rows include 三杭川右支川, 三杭川, 三栗谷川東川, and バラ谷川.

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三杭川右支川205-1013	新居浜市阿島二丁目(次の図のとおり)	土石流	三杭川右支川205-1013	新居浜市阿島二丁目(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

三杭川205-1014	新居浜市阿島二丁目(次の図のとおり)	土石流	三杭川205-1014	新居浜市阿島二丁目(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三栗谷川東川205-1019	新居浜市阿島四丁目(次の図のとおり)	土石流	三栗谷川東川205-1019	新居浜市阿島四丁目(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
バラ谷川205-1068	新居浜市萩生(次の図のとおり)	土石流	バラ谷川205-1068	新居浜市萩生(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	興居島循環線	松山市門田町485番1地先から同町429番地先まで	令和4年2月18日

○愛媛県告示第143号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
令和4年2月18日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建(開)第34号 令和4年2月8日	伊予郡松前町大字永田字樋口120番1	伊予郡松前町大字永田117番地1 楠 本 泰 士

○愛媛県告示第144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名乙1926番6から同町二名乙1926番7まで	令和4年2月18日

○愛媛県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、瀬戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年2月18日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	二宮英喜	西宇和郡伊方町三机乙1182番地
〃	大谷一正	西宇和郡伊方町三机乙364番地1
〃	山上年光	西宇和郡伊方町足成1342番地3
〃	二宮清喜	西宇和郡伊方町足成543番地
〃	鳥津政良	西宇和郡伊方町塩成933番地
〃	藤渕昭一	西宇和郡伊方町大江56番地
〃	是澤繁蔵	西宇和郡伊方町志津767番地
〃	谷本正志	西宇和郡伊方町小島甲1275番地
〃	阿部道忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
〃	阿部吉清	西宇和郡伊方町川之浜1815番地
〃	武井良一	西宇和郡伊方町田部757番地3
〃	山本仁	西宇和郡伊方町神崎637番地

監事	井上利彦	西宇和郡伊方町三机乙884番地2
〃	是澤幸忠	西宇和郡伊方町川之浜2283番地1
〃	宮西俊光	西宇和郡伊方町湊浦877番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	二宮英喜	西宇和郡伊方町三机乙1182番地
〃	大谷一正	西宇和郡伊方町三机乙364番地1
〃	山本敏彦	西宇和郡伊方町三机乙4221番地4
〃	増田和慶	西宇和郡伊方町足成458番地
〃	鳥津政良	西宇和郡伊方町塩成933番地
〃	藤渕昭一	西宇和郡伊方町大江56番地
〃	大山政雄	西宇和郡伊方町志津601番地
〃	坂本竹市	西宇和郡伊方町小島甲295番地
〃	阿部吉清	西宇和郡伊方町川之浜1815番地
〃	山下大吉	西宇和郡伊方町田部2064番地
〃	三好甚八郎	西宇和郡伊方町神崎552番地
〃	阿部道忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
監事	松澤周作	西宇和郡伊方町三机乙1125番地
〃	真田重信	西宇和郡伊方町川之浜1129番地
〃	三好賢治	西宇和郡伊方町大久1493番地

○愛媛県告示第146号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-28)第713号	平成29年3月26日	兵頭建設(株)	兵頭 恵二	宇和島市津島町岩渕丙495-1	令和4年1月4日	解体工事業	建設業の廃止（一部）
(般-28)第8153号	平成29年3月9日	平家特機工事(有)	山本 真二	八幡浜市字中深1226-7	令和4年1月20日	管工事業	建設業の廃止
(特-29)第2554号	平成29年9月28日	松浦建設(株)	松浦 弘義	大洲市菅田町菅田甲2274-1	令和4年1月31日	解体工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	441号	北宇和郡鬼北町大字国遠660番1地先から同町大字国遠662番2まで	令和4年2月18日
〃	〃	北宇和郡鬼北町大字国遠662番2から同町大字国遠699番2まで	〃
〃	〃	北宇和郡鬼北町大字国遠700番2から同町大字国遠702番2まで	〃

○愛媛県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予宮ノ下停車場務田線	宇和島市三間町宮野下520番2から 同町宮野下112番3地先まで	令和4年2月18日

○愛媛県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	藪ヶ市松野線	北宇和郡松野町大字富岡2177番3から 同町大字富岡2181番2まで	令和4年2月18日

○愛媛県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	長浜保内線	八幡浜市保内町喜木3番耕地276番地先から 同町喜木3番耕地236番4地先まで	旧	メートル 3.6~7.1	キロメートル 0.268	
			新	3.6~7.1 6.4~22.7	0.268 0.303	

○愛媛県告示第151号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	宇和三間線	西予市宇和町下川3400番地先から 同町下川3400番地先まで	旧	メートル 23.1~37.6	キロメートル 0.048	
		西予市宇和町下川3400番2から 同町下川3400番2まで	新	23.1~58.7	0.048	
〃	〃	西予市宇和町下川3396番地先から 同町下川3395番地先まで	旧	18.8~21.5	0.027	
		西予市宇和町下川3396番2から 同町下川3395番2まで	新	18.8~31.5	0.027	
〃	〃	西予市宇和町下川3262番1地先から 同町下川3261番地先まで	旧	14.9~30.8	0.054	
		西予市宇和町下川3262番4から 同町下川3261番2まで	新	15.3~61.9	0.054	

○愛媛県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和三間線	西予市宇和町下川3400番2から同町下川3400番2まで	令和4年2月18日
〃	〃	西予市宇和町下川3396番2から同町下川3395番2まで	〃
〃	〃	西予市宇和町下川3262番4から同町下川3261番2まで	〃

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁中一般
各地方機関

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前						
別表第5 (第4条関係) 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項						別表第5 (第4条関係) 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			局長	専決者					局長	専決者		
					部長	課長					部長	課長
建築指導課	1～5 省略					建築指導課	1～5 省略					
	6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務	1 長期優良住宅建築等計画の認定及び変更認定(第5条第1項から第5項まで、第7条、第8条)			○		6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務	1 長期優良住宅建築等計画の認定及び変更認定(第5条第1項から第3項まで、第7条、第8条)			○	
		2 認定を受けた者の地位の承継の承認(第10条_____)			○			2 長期優良住宅建築等計画及びその変更の建築主事への通知(第6条第3項、第8条第2項)			○	
		3 省略						3 認定計画実施者の地位の承継の承認(第10条、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第13条)			○	
		4 省略						4 省略				
	5 省略				5 省略							
	6 省略				6 省略							
7～17 省略					7～17 省略							
別表第7 (第4条関係) 土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表第7 (第4条関係) 土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1～45 省略				
	46 省略				
	47 省略				
	48 省略				
	49 省略				
	50 省略				
	51 省略				

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項及び51の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項及び51の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

3 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から51の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			所長	専決者		
				課長	主幹	
用地管理課	1～45 省略					
	46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務	1 長期優良住宅建築等計画の認定及び変更認定(第5条第1項から第3項まで、第7条、第8条)	○			
		2 長期優良住宅建築等計画及びその変更の建築主事への通知(第6条第3項、第8条第2項)	○			
		3 認定計画実施者の地位の承継の承認(第10条、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第13条)	○			
		4 報告の徴収(第12条)	○			
		5 改善命令(第13条)	○			
		6 長期優良住宅建築等計画の認定の取消し(第14条)	○			
		47 省略				
		48 省略				
		49 省略				
	50 省略					
	51 省略					
	52 省略					

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項及び52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項及び52の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

3 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60)の47 省略</p> <p>(60)の48 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。</p> <p>(60)の49・(60)の50 省略</p> <p>(60)の51 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく認定を受けた者の地位の承継の承認に関すること。</p> <p>(60)の52～(77) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(13)の52 省略</p> <p>(13)の53 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。</p> <p>(13)の54・(13)の55 省略</p> <p>(13)の56 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく認定を受けた者の地位の承継の承認に関すること。</p> <p>(13)の57～(26)の16 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60)の47 省略</p> <p>(60)の48 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。</p> <p>(60)の49・(60)の50 省略</p> <p>(60)の51 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認に関すること。</p> <p>(60)の52～(77) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(13)の52 省略</p> <p>(13)の53 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。</p> <p>(13)の54・(13)の55 省略</p> <p>(13)の56 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認に関すること。</p> <p>(13)の57～(26)の16 省略</p> <p>2～4 省略</p>

附 則

この訓令は、令和4年2月20日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年2月18日

愛媛県立図書館長 小池 照雄

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立図書館コンピュータシステム賃貸借及び保守業務

(2) 借入物品名、委託業務名及び数量

図書館コンピュータシステムの構築、機器等の借入れ及び運用・保守業務 一式

(3) 借入物品及び委託業務の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間及び保守期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

(5) 借入場所及び委託業務の履行場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、月額を記載とすること。

なお、詳細については入札説明書を参照すること。

イ また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている事業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件業務と同程度の図書館コンピュータシステム導入実績を

有し、本件業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 4の(3)アに掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立図書館庶務担当

〒790-0007

愛媛県松山市堀之内

電話 (089) 941-1441

- (2) 入札書の受領期限

令和4年3月30日(水)午前11時00分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

公告の日から令和4年3月4日(金)までの執務時間中(月曜日を除く日の午前9時40分から午後6時00分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年3月30日(水)午前11時00分

愛媛県立図書館2階第二会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、公告に示す業務を提供できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限：令和4年3月4日(金)午後6時00分

(イ) 提出場所：3の(1)に掲げる場所

(ウ) 提出方法：持参又は郵送

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、提案内容を記載した資料を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限：令和4年3月18日(金)午後6時00分

(イ) 提出場所：3の(1)に掲げる場所

(ウ) 提出方法：持参又は郵送

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計

規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural Library Computer System, 1 set

Nature and quantity of the service to be rendered: Maintenance service for Ehime Prefectural Library Computer System, 1 set

- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 30 March 2022

- (3) For further information, please contact: Ehime Prefectural Library, Horinouchi, Matsuyama, Ehime 790-0007, Japan
TEL 089-941-1441

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託

- (2) 委託業務名及び数量

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託 一式

- (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

- (5) 委託業務の履行場所

松山市若草町7番地1(交通管制センター)ほか

- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先（郵送の場合）、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県警察本部警務部会計課管財係
〒790-8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話（089）934-0110
 - (2) 入札書の受領期限
令和4年3月30日（水）午後1時30分
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
令和4年3月30日（水）午後1時30分
愛媛県警察本部 地下1階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書と併せ、2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Maintenance and up keep of Traffic Control Center and Sub-center, 1 set
 - (2) Time limit of tender: 1:30 p.m, 30 March, 2022
 - (3) For further information, please contact: Finance Division,
Police Administration Department, the Ehime Prefectural
Police Headquarters, 2-2 Minamihoribata-cho, Matsuyama,
Ehime 790-8573 Japan
TEL: 089-934-0110 (ex.2273)
FAX: 089-943-2892
e-mail: kaikei@police.pref.ehime.jp